
広陵町立小中学校屋内運動場空調設備整備
に関するサウンディング型市場調査
実施要領

広陵町 教育振興部 教育総務課

1 調査の名称

広陵町立小中学校屋内運動場空調設備整備等に関するサウンディング型市場調査

2 調査の目的等

本事業は、広陵町（以下「町」という。）内の小中学校における教育環境向上及び災害時の避難所の環境改善の一環として屋内運動場の空調設備整備・維持管理と校舎既設空調の更新について、DBO 等の PPP 事業の可能性について調査するものです。

現在、町の小中学校の屋内運動場には空調が設置されておらず、今夏の猛暑の中で授業を実施する際に熱中症等のリスクが高くなっている状況です。また町の小中学校の屋内運動場は、災害時の指定避難所に指定されており、防災機能を強化して地域住民が安全に過ごせる環境を整備するために空調設備の設置が求められています。

併せて、各小中学校には校舎設立時から 30 年以上使用を続けている既設空調機器も多々残っており、故障が頻繁に起きる状況となっていることから各校更新が必要となっています。なお、空調機器が設置されていなかった普通教室等については平成 29 年度に GHP 方式により空調機器を新設しています。

上記のことから小中学校の屋内運動場等の空調設備において、最短の工事期間でかつ早期に整備可能な手法並びに工事費の抑制を主眼においた手法で実施したいと考えており、様々な手法について民間事業者の皆様と対話を通じて効率的かつ効果的な整備を検討するため、公募型サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

なお、今回のサウンディングへ参加された事業者については、本事業が公募型プロポーザルにて実施された場合、審査において加点対象とさせていただきます。

3 対象施設等の概要

対象施設

施設名	所在地	建築年	屋内運動場 面積 (m ²)
①広陵東小学校	百済 1625 番地 1	2002	737
②広陵西小学校	平尾 542 番地	1968	612
③広陵北小学校	弁財天 303 番地	1980	495
④真美ヶ丘第一小学校	馬見南 2 丁目 1 番 30 号	1984	726
⑤真美ヶ丘第二小学校	馬見北 7 丁目 1 番 32 号	1987	864
⑥広陵中学校	笠 355 番地	1990	1188
⑦真美ヶ丘中学校	馬見中 2 丁目 17 番 32 号	1986	1189

4 スケジュール

実施要領の公表	令和 7 年 2 月 28 日（金）
サウンディング参加申込み期限	令和 7 年 3 月 18 日（火）15 時まで
サウンディングの実施（予定）	令和 7 年 3 月 25 日（火）終日 （予備日 令和 7 年 3 月 26 日（水）終日）
実施結果の公表	令和 7 年 4 月上旬予定

5 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

ア 応募者は、当該業務への参加を検討している法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、ます（個人での応募はできません。）。

イ 応募者は、応募を含む本調査に係る諸手続を行うこととします。

(2) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。

ア 応募者は、提出書類により、本実施要領の内容を十分に遂行できると認められる者

イ 応募者は、本町との協議・調整に十分な能力を有し、事業の諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者

(3) 応募者の制限

本実施要領公表の日からサウンディング実施日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者となることができません。

ア 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納している者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

ウ 募集の公表日において本町から指名停止処分を受けている者又は募集の公告日以降に本町から指名停止処分を受けた者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による是正、再生手続中の者

オ 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等

カ 労働基準監督署から是正勧告を受け、2年を経過していない者（是正勧告を受け、必要な措置の実施について、労働基準監督署に報告している者を除く。）

キ アからカまでに掲げるもののほか、法令違反など社会的信用を損なう行為等により、当該業務の受託者として契約するのに相応しくない事由があると町長が認める者

(4) サウンディングの項目

主なサウンディング内容	1. 空調設備整備（屋内運動場空調新設、校舎既設 EHP 空調更新）の工法について
	2. 提案する GHP・EHP・ハイブリッドのメリットやデメリットなどについて
	3. 災害時の対応について
	4. 事業のスケジュールについて
	5. 事業手法について
	6. 事業の概算費用の提出について
	7. 補助金の活用について
	8. 学校又は教育委員会事務局が対応しなければいけないこと
	9. 事業を受託するに当たり、現段階で本町に要望する事項等について

(5) 配付資料

各校施設台帳図一式

6 サウンディングの実施

(1) サウンディングの申込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別添のエントリーシートに必要事項を記入の上メールにて申し込みください。

申込期限は令和7年 3月18日（火）15時までとします。

(2) サウンディングの資料

ア 資料提出

サウンディングの項目について、民間事業者の皆さまとの対話により、意見・考え方等を聞き取りさせていただく予定ですので、特段資料等を提出していただく必要はありません。ただし、サウンディング時に資料を用いて説明される場合は、サウンディングの2日前（土日祝除く）までに、広陵町教育振興部教育振興課にEメールにてご提出ください。サウンディング当日に資料をお持ちいただいても問題ありませんが、その場合は、サウンディング実施場所にお持ちいただき、6部の提出をお願いします。

イ 提出方法

メール又は持参により提出してください。

提出先：広陵町教育振興部教育振興課（広陵町役場2階）

8 問い合わせ先のとおり

ウ サウンディングの実施

① 実施期間

令和7年 3月25日（火）終日、26日（水）終日

午前：午前9時00分から午前11時30分まで

午後：午後1時10分から午後5時00分まで

※ご希望の時間帯についてはエントリーシートで選択してください。

※実施日時については事前にご連絡させていただきます。

② 所要時間

1事業者につき計70分程度（質疑応答含む）

③ 実施場所

広陵町役場

※実施場所の具体的な会議室等の情報についても実施時間の連絡の際に併せてご連絡いたします。

④ その他

サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。また、参加事業者の出席者は3名以内としてください。

(3) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、公表に当たっては、参加事業者に内容の確認を行います。

7 その他

(1) 参加事業者の取扱い

今回のサウンディングに不参加の場合であっても、今後の事業者公募等に参加できます。

※今回のサウンディングへ参加された事業者については、今後実施予定である本事業の公募型プロポーザル審査において加点対象とさせていただきます。

(2) 費用負担

サウンディングの参加に関する書類作成、提出等にかかる全ての費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(4) 行政側の参加者

今回のサウンディングについては、教育総務課及び総合政策課公民連携推進室（公共施設 FM 担当課）合同で実施させていただきます。

8 問い合わせ先

質問等がある場合は、以下までお問い合わせください。

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

■サウンディングに関すること

広陵町 教育振興部 教育総務課 （担当：鈴木（内線1013））

電話番号：0745-55-1001

Eメール：kyouikusoumuka@town.nara-koryo.lg.jp

■ファシリティマネジメントに関すること

広陵町 企画部 総合政策課 公民連携室 （担当：藤本（内線1277））

Eメール：sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp